

第136回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和6年12月25日(水)午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

中井会長、興津委員(ウェブ会議の方法で出席)、小畑委員(ウェブ会議の方法で出席)、松本委員、森委員

(2) 大阪市職員

福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、小林市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 第134回及び第135回会議要旨の確認

(2) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

議題(1) 第134回及び第135回会議要旨の確認

○第134回及び第135回の会議要旨を確定した。

議題(2) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件のうち3件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平29-職4」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・諮問書別紙の2(2)の、本件表現活動に係る表現の内容の概要中、「(本件表現活動3)」に記載された内容の公表においては、本件表現活動3の条例第2条第1項各号に該当する理由についても付記することが適当である。

○案件番号「令2-職1」に係る表現活動について、次のとおり、第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。

・本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

以上